



*cutting through complexity*

# 2015年度版 インドネシア投資ガイド

KPMGインドネシア

# はじめに

この冊子ではインドネシアへの投資を考えられている方のために、インドネシアの国の概況と同国への投資の可能性について概要を説明します。また、投資の奨励制度、業務規制、税制などについても基本的な情報を提供します。各事項に関する詳細や例外的な取り扱いなどについては言及しておりません。また、本冊子の発行後に規制などが変更されることもありえます。特に断り書きのない限り、本冊子に記載されている内容は、2015年1月の時点で入手可能な情報に基づいたものです。実際にインドネシアでの事業を始められる場合は、あらかじめ専門家のアドバイスを受けるようにお勧めします。

KPMGは、監査、税務、アドバイザリーサービスなど、幅の広い産業分野を対象にグローバルネットワークを通じて専門的なサービスを提供しています。KPMGの使命として、クライアントの利益につながるために、その有する豊富な知識と事例を提供することにあります。

KPMG Indonesiaは、世界155ヶ所に拠点を有するKPMGグループのメンバーファームとして、インドネシア国内の事情に関する知識と、技術的及び産業的な最新情報を、グローバルネットワークを通じた国際的なリソースと組み合わせることで、効率的かつ総合的なサービスを提供しています。

**KPMGインドネシアオフィス**  
33rd Floor, Wisma GKBI  
Kav.28, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210  
Indonesia

**T: +62 21 574 2333**

**F: +62 21 574 1777**

# 目次

<b>第1章</b>	<b>ビジネスの環境</b>	<b>1</b>
	インドネシア共和国	1
	政治体制	1
<b>第2章</b>	<b>インドネシアへの投資方法</b>	<b>2</b>
	株式会社の設立	2
	株式会社の運営	3
	その他の事業形態	6
<b>第3章</b>	<b>財務報告</b>	<b>7</b>
	会計と監査	7
	外国為替管理	10
<b>第4章</b>	<b>税制</b>	<b>12</b>
	法人所得税	12
	課税所得の計算	14
	納税管理及び手続き	18
	個人所得税	21
	非居住者に対する課税	24
	付加価値税	27
	その他の主な税金	30
<b>第5章</b>	<b>税務上の優遇措置</b>	<b>32</b>
	保稅地域	32
	マスターリスト	32
	投資減税 (Tax Allowance)	33
	法人税減免措置 (Tax Holiday)	35
	關稅免除及び還付 (KITE Facility)	35
<b>付録</b>	<b>コンタクト</b>	<b>36</b>

## 第1章

# ビジネスの環境

## インドネシア共和国

インドネシアは北緯6度から南緯11度に位置し、北側はアジア大陸、南側はオーストラリア大陸、東側は太平洋、西側はインド洋に面している。

インドネシアは1万数千もの大小の島々から構成され、総面積は約191万平方キロメートルと日本の約5倍の広さである。

インドネシアには西部（ジャワ島、スマトラ島、カリマンタン西中部）、中央部（カリマンタン東南部、スラウェシ島、バリ島、ヌサ・ドゥンガラ諸島）、東部（パプア、マルク）の3つの時間帯がある。首都ジャカルタと日本の時差は2時間である。

インドネシアの人口は2013年の時点でおよそ2億5千万人と世界第4位である。最大の都市はジャカルタで、人口は約1千万人である。また、総人口の約60パーセントが首都ジャカルタのあるジャワ島に集中している。

人口の大半はマレー系であるが、ジャワ人（約45%）、スンダ人（約15%）、マデゥラ人（約5%）等、多くの民族に分かれる。また、約90%がイスラム教を信仰しており、イスラム教が日常生活に深く関わっていることから、インドネシアでビジネスを行う場合、イスラム教の教義や慣習を尊重することが重要となる。

## 政治体制

インドネシア政府は、5年を任期とする大統領制を採用している。1945年にスカルノ氏が初代大統領に就任して以降、スハルト氏、ハビビ氏、ワヒド氏、メガワティ氏、ユドノヨ氏が大統領を務めている。2014年10月からはジョコ・ウィドド氏が大統領に就任しており、今後の政策が注目されている。

## 第2章

# インドネシアへの投資方法

## 株式会社の設立

インドネシア投資法では、外国資本による営利事業はインドネシアで設立された有限責任会社の形態、つまり株式会社（PT; **Perseroan Terbatas**）で行われることを規定している。現状、支店形態での進出は認められていない。外国資本により設立された株式会社は外国投資企業（PMA企業; **Perusahaan Penanaman Modal Asing**）と呼称されている。

## 投資認可

株式会社を設立する場合、まず投資計画を投資調整庁（BKPM）に登録して、投資基本許可を取得する必要がある。外国資本による投資が禁止又は規制される分野は大統領令により定められており、ネガティブ・リストと呼ばれている。ネガティブ・リストはBKPMのホームページで閲覧可能であるが、事業分類コードが特定されていない分野もあるため、実際に投資を検討する場合にはBKPMに直接確認することが必要となる。

## 会社設立

BKPMより投資基本許可を取得した後、法人設立手続きが開始される。発起人が設立証書を作成することで株式会社が設立され、法務人権省の認可を得ることで法人格が付与される。設立証書には定款記載事項に加え、発起人に関する情報、取締役及びコミサリスに関する情報、並びに既に引き受けられた株式及び株主に関する情報が記載され、公証人による認証が必要とされる。法務人権省の認可を取得し、商業省へ会社登録することで会社設立手続きが完了する。

## 事業認可

商業生産の本格的な開始が担当官により確認された時点でBKPMより事業ライセンス (IUT) が発行され、これが一般的な事業認可となる。ただし、特定の分野についてはBKPMでなく管轄の各省庁が直接取り扱うことになる。銀行、保険やその他の金融機関は、財務省、金融サービス庁 (OJK)、インドネシア中央銀行の事業認可を必要とする。また、鉱業や林業はBKPMが投資を認可するが、事業認可は管轄のエネルギー・鉱物資源省と林野省から取得することになる。石油ガス業については資本参加の形態によって異なるが、会社設立による事業運営の場合はBKPM、生産物分与形態の場合はエネルギー・鉱物資源省の認可が必要になる。

## 報告

株式会社設立後は資金調達及び設備投資の進捗状況、並びに従業員の採用状況を、四半期に1度BKPMに報告することが求められている。特に資本金の振込みが遅れたり、工場建設が大幅に遅れたりしている場合は、投資認可の見直しが検討される場合もあるため注意が必要である。事業ライセンス (IUT) 取得後は、活動状況を半期毎に報告することが求められている。

## 株式会社の運営

### 資本金と株式

会社法上、授權資本金は最低5,000万ルピアとされ、設立段階において授權資本額のうち少なくとも25%が払い込まなければならないと規定されている。なお、外国投資の場合はBKPM長官規定 (2013年第5号) により、以下の要件を満たさなければならないと定められている。

- 土地建物を除く投資額の合計が100億ルピアあるいは米ドル相当額以上
- 払込資本金が25億ルピアあるいは米ドル相当額以上
- 株主各人の出資額は1,000万ルピアあるいは米ドル相当額以上

株式は額面株式のみが認められており、額面価格はルピアで表示される(公開会社で一定の場合を除く)。1種類以上の株式の発行が可能であるが、その1つを普通株式として定款上で定めなければならない。普通株式とは、株主総会での議決権、配当請求権、残余財産分配権を有する株式を指す。

## **株主及び株主総会**

会社法上、株主は2名以上と規定されている。2名とは個人(インドネシア人、外国人)、法人(内資会社、外資会社)を問わない。株主が2名未満になった場合は、6ヶ月以内に他の株主に株式を譲渡するか、あるいは新株を発行しなければならない。

取締役会は株主名簿を作成するとともに、株主変更があった場合には株式譲渡の事実及び譲渡日付を株主名簿に記録し、かつ会社の登記簿上の登記事項を変更するために、譲渡日から30日以内に法務大臣に届け出なければならない(資本市場で取引される株式の譲渡手続きについては別途資本市場法令の定めに従う)。

株主総会は、毎年開催される年次株主総会と、必要なときに開催される臨時株主総会の2種類がある。年次株主総会は決算日後6ヶ月以内に開催されなければならない、財務諸表を含む年次報告書の承認、配当等の決議がなされる。定足数、決議要件は会社法で定められおり、定款にて加重することはできるが、軽減することはできない。なお、議決権を有する全株主が決議書面に署名することにより承認する、いわゆる書面決議も許容されている。

## **取締役及び取締役会**

取締役は適格要件を満たした上で株主総会によって選任される。取締役会は1名以上から構成されるが、不特定多数から資金を集め運用する企業や不特定多数に社債を発行する会社、並びに公開会社では2名以上の取締役が必要とされる。

## コミサリス会

コミサリスは取締役による会社経営を監督し、経営に関する助言を行う機関であり、日本における監査役よりも広範な権限を付与されている。コミサリス会は1名以上から構成されるが、不特定多数から資金を集め運用する企業や不特定多数に社債を発行する会社、並びに公開会社では2名以上のコミサリスが必要とされる。各コミサリスはコミサリス会の決議に基づいて行動することが義務付けられている。

## 利益処分

会社は純利益のうち一定金額を利益準備金として積み立てなければならない。利益準備金の積み立ては払込資本金額の20%に達するまで行う必要があるが、積み立て期間、1回当たりの積み立て金額に関する規定はない。配当及び利益準備金の積み立てを含む利益処分は年次株主総会の決議による。

なお、定款の定めにより取締役会の決議、コミサリス会の承認をもって中間配当することも可能であるが、中間配当を行った結果、期末に累積損失となった場合は株主は中間配当を返還しなければならない。株主が返還できない場合は、取締役会及びコミサリス会が連帯して補填義務を負う。

## 清算

清算にあたっては、まず株主総会による解散決議と清算人の選任が必要となる。決議後、解散についての公告、法務人権省及び商業省への解散の届出、並びにBKPMへ投資認可の抹消申請を行う。雇用関係の終了については、労働省へ労働者の解雇と退職金支給についての承認を申請する必要がある。

税務調査の終了、納税者登録番号の抹消など、すべての清算手続が終了した後、株主総会により清算人の職務完了を決議する。法務人権省及び商業省への終了報告並びに公告の後、法務人権省が法人格消滅を登記し、官報に公告することで清算手続きが完了する。

事業撤退する上で、労働者の取り扱い及び税務調査がもつとも時間と労力を要する分野となる。



## その他の事業形態

### **駐在員事務所**

駐在員事務所は、通常、製品輸入の促進並びに国内輸入業者及び流通業者に対する技術援助のために設置される。そのような事務所は、直接に取引、受注活動、販売活動及び債権回収に従事することはできない。

ただし、公共事業省管轄の工事事務所については一定の条件で業務活動が認められている。

### **技術援助契約**

エンジニアリングなど専門的な分野で、現地企業などに専門家を派遣し役務を提供する。許可は、所轄の省庁から取得する。このような方式での役務の提供は税務上恒久的施設となり、法人税及び支店利益課税の義務が生ずる。

### **石油・天然ガス及び鉱業**

石油、天然ガス及び鉱業への参入にあたっては、次のような省庁との実施取決めが必要である。

石油及び天然ガスプロジェクトでは、政府石油会社である**Pertamina**と生産物分与契約を結ぶために入札を行う。契約者は契約書に示された探鉱、開発及び生産費のすべてを負担することが要求される。一方、契約者は石油生産以外の資本投資額を含め、営業費用を回収することが認められている。生産物は**Pertamina**と契約者により分配され、通常税引後の配分比率は**Pertamina**が**85%**、契約者が**15%**である。生産物分与契約は通常**30年**にわたり、**6年**から**10年**にわたる探鉱が不成功であれば契約を解除する条項が含まれている。天然ガスプロジェクトに関する契約は石油に関するものに類似しているが、税引後の配分比率は**Pertamina**が**65%**、契約者が**35%**である。

鉱業は請負契約方法に従って実施されている。基本的には前段階の契約が発展したものである。事業会社（インドネシアで設立された企業で、特別な免税を受けていない）は契約に基づいて事業管理する。契約では、**3年**の探鉱と**1年**の評価期間及び**3年**の準備期間、**20年**の探掘期間を認めている。少なくとも持分の**51%**を生産開始後**10年**以内にインドネシア側に引き渡すことが要求されている。

### 第3章

# 財務報告

## 会計と監査

### インドネシア会計基準

インドネシアの会計基準(Standar Akuntansi Keuangan “SAK”)はインドネシア会計士協会(Ikatan Akuntan Indonesia “IAI”)によって設定されている。インドネシアは国際会計基準へのコンバージェンスを進めており、2015年時点のインドネシア会計基準は、IFRS1号「国際財務報告基準の初度適用」、IAS41号「農業」及びIFRS9号「金融商品」を除き、2014年1月1日時点で有効な国際会計基準とほぼ同等な内容である。

以下はインドネシア会計基準と国際会計基準の対応表である。

インドネシア 会計基準	国際会計基準	内容
第1号	IAS第1号	財務諸表の表示
第2号	IAS第7号	キャッシュ・フロー計算書
第3号	IAS第34号	中間財務報告
第4号	IAS第27号	連結及び個別財務諸表
第5号	IFRS第8号	事業セグメント
第7号	IAS第24号	関連当事者についての開示
第8号	IAS第10号	後発事象
第10号	IAS第21号	外国為替レート変動の影響
第12号	IAS第31号	ジョイント・ベンチャーに対する持分
第13号	IAS第40号	投資不動産
第14号	IAS第2号	棚卸資産
第15号	IAS第28号	関連会社に対する投資
第16号	IAS第16号	有形固定資産
第18号	IAS第26号	退職給付制度の会計及び報告
第19号	IAS第38号	無形資産
第22号	IFRS第3号	企業結合
第23号	IAS第18号	収益

インドネシア 会計基準	国際会計基準	内容
第24号	IAS第19号	従業員給付
第25号	IAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更 及び誤謬
第26号	IAS第23号	借入費用
第28号	該当なし	損害保険業会計
第30号	IAS第17号	リース
第34号	IAS第11号	工事契約
第36号	該当なし	生命保険業会計
第38号	該当なし	共通支配下企業の再構築会計
第45号	該当なし	非営利法人会計
第46号	IAS第12号	法人所得税
第48号	IAS第36号	資産の減損
第50号	IAS第32号	金融商品：表示
第53号	IFRS第2号	株式報酬
第55号	IAS第39号	金融商品：認識及び測定
第56号	IAS第33号	1株当たり利益
第57号	IAS第37号	引当金、偶発負債及び偶発資産
第58号	IFRS第5号	売却目的で保有している非流動資産 及び非継続事業
第59号	該当なし	イスラム銀行業会計
第60号	IFRS第7号	金融商品：開示
第61号	IAS第20号	政府補助金の会計処理及び政府援助 の開示
第62号	IFRS第4号	保険契約
第63号	IAS第29号	超インフレ経済下における財務報告
第64号	IFRS第6号	鉱物資源の探査及び評価
第65号	IFRS第10号	連結財務諸表
第66号	IFRS第11号	ジョイント・アレンジメント
第67号	IFRS第12号	他の企業に対する持分の開示
第68号	IFRS第13号	公正価値測定

## **事業年度**

株式会社の場合、その事業年度（決算日）が定款に記載され、それに従って会計帳簿を管理し、関係省庁に報告することになる。税法上、事業年度は12ヶ月を超えてはならないと定められているが、決算日に関する規定はなく、会社は任意に決算日を定めることができる。なお、決算日変更は定款変更としての手続きが必要になるほか、税務当局の許可も得る必要がある。

駐在員事務所の場合には原則として本社の定款内容に従って事業年度が決まり、関係省庁や税務当局に対して必要事項を報告することになる。

## **決算業務・年次報告**

取締役会は財務諸表を含む年次報告書を作成し、コミサリス会の監査を経た上で、決算日後6ヶ月以内に株主総会の承認を受ける必要がある。

## **監査義務**

会社法第68条において、以下の会社は公認会計士による財務諸表監査を受けなければならないとされている。

- 銀行、保険会社、投資信託会社等不特定多数から資金を集め、運用することを業とする会社
- 不特定多数に対して社債を発行する会社
- 公開会社
- 国有会社
- 資産又は売上高が500億ルピア以上ある会社
- その他法令により義務付けられている会社

外国投資企業については、商業工業大臣令第121号(2002年2月25日公布)により、公認会計士による監査を受けた財務諸表を決算日後6ヶ月以内に商業省に提出しなければならないとされているため、企業規模の大小に係わらず監査を受ける必要がある。

### **帳簿組織・会計帳簿の保存**

財務諸表として、財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記が必要である。

会社法上、帳簿の保存期間について明確な規定はないが、税法上は10年間保存することが求められている。

## **外国為替管理**

### **利益の送金**

インドネシアからの資金移動に伴う為替取引は、ルビアの海外送金制限を除いて、基本的には自由であり、外国投資企業は海外からの資金投入と操業利益相当分の海外への資金移転の権利が保証されている。したがって、外国投資企業の利益処分による配当、事業運営を許可されている駐在員事務所による利益送金について、税務処理の違い以外は規制されることはない。

### **輸出代金の国内銀行を通じた受取義務**

輸出代金として得られる外貨は、輸出申告書(PEB)の登録月後3ヶ月目の末日までに、国内の外国為替銀行を通じて受領することが義務付けられている。ユーザンスL/Cなどでこの期限を超える場合は、当該決済日から14日以内に輸出外貨を受領しなければならない。

なお、輸出申告書の金額が1万米ドル相当を超える場合、輸出外貨を受領した翌月5日までに、輸出取引の詳細事項を外国為替銀行に届け出る必要がある。

## オフショア・ローン

海外からの借入れで引き出される外貨は、国内の外国為替銀行を通じて受領しなければならず、引き出しの翌月10日までに中央銀行へ報告することが義務付けられている。

1年超の長期借入れを計画している場合、以下の事項を当該年の3月10日までに中央銀行へ報告することが義務付けられている。

- 1年間の海外借入計画
- リスクマネジメント分析の結果
- 会社の格付け報告（格付けを有する場合のみ）
- 主な財務指標（Key Financial Ratio）
- 財務諸表

なお、借入れを有する会社は、主な財務指標と財務諸表を6ヶ月毎（6月10日と12月10日まで）に中央銀行へ報告しなければならない。

また、2014年12月29日付でインドネシア中央銀行は民間企業の外貨建て対外債務に対する規則（No.16/21/PBI/2014）を公表している。本規則では、外貨建て対外債務を有する事業者に対して、ヘッジ比率規制、流動比率規制、外部格付取得義務を課している。本規則は2015年1月1日から段階的に施行されるが、条文のみからは不明瞭な点もあるため、今後の運用を注視する必要がある。

## ルピアによる外貨購入規制

インドネシア国内の銀行を通じて1ヶ月あたり10万米ドル相当を超える外貨を購入する場合、外貨購入が必要であることを証明する書類の提出が義務付けられている。

## 現金通貨の持ち出し／持ち込み規制

現金1億ルピア以上の国外持出しについては中央銀行の許可が必要である。また、現金1億ルピア以上の持ち込みについては、事前に税関による偽札識別検査を受けなければならない。

## 第4章

# 税制

## 法人所得税

インドネシアの所得税法第36号は、2009年1月1日に発効したもので、法人、個人に対して適用されている。行政手続については、国税通則法第28号(2008年1月1日発効)が適用される。この外、主な関連法としては税の徴収にかかる徴税法、税務裁判にかかる裁判法がある。

## 税率

法人所得税は25%定率課税される。ただし、生産物分与契約に基づいて事業を営む石油及びガス会社、並びに操業契約に基づいて事業を営む鉱山会社については、異なる税率が適用される。

## 特殊な方法による課税

一定の業種について、法人税は通常の所得の計算方法ではなく、次のような外形標準、若しくは源泉分離で課税される。

- 石油掘削業: 外国企業及びインドネシア国外で営業活動を行っているインドネシア企業の恒久的施設からの所得については、総掘削収入の15%がみなし利益とされ、3.75%が課税される。インドネシア企業は、実際の課税所得の計算結果を適用する。
- 海運業及び航空業: 外国の海運及び航空会社は収入に対して2.64%が課税される。国内海運業及び国内航空業はそれぞれ1.2%、1.8%が課税される。
- ベンチャー・キャピタル業: 配当、投資による売却益は、被投資企業が上場されるまでは課税されない。株式保有期間は、10年間である。
- 建設工事・監督: 2001年1月より2007年12月31日まで通常課税方式が適用されたが、2008年1月1日より再び最終課税方式(Final Tax)に移行した。税率は、公共事業省の他に建設工事

開発局 (Lembaga Pengembangan Jasa Konstruksi) のライセンスを保有するか否かにより異なり、2% (小企業ライセンス保有)、3% (工事企業ライセンス保有の場合)、4% (企画、工事監督ライセンス保有)、6% (企画、監督ライセンス不保有) が適用される。公共事業省のライセンスを持つ外国駐在員事務所は現行では3% 又は6% の取扱いとなっている。

- 不動産取引: 不動産の売買は売却額若しくは固定資産税評価額の高い方の5% が最終分離課税される。土地・建物の賃貸事業は収入の10% が最終分離課税される。
- 一定の駐在員事務所: 国内法ではインドネシアへの輸出額 (CIF) の0.44% が課税となるが、日本・インドネシア租税条約の軽減税率を適用すると0.37% が課税される。ただし、現行法人税率 (25%) に基づく規定改定が行われておらず、適用法人税率は30% が算定ベースとなっている。また、厳密に租税条約を解釈すると、課税自体の可否の問題もある。

### **居住者に対する源泉税 (所得税法第23条)**

居住者への支払にかかる源泉税は、2009年1月1日より一律2% となった。ただし、最終分離課税の適用を受ける海運業、航空業、建設業、不動産売買、土地・建物賃貸等、及び所得税法第21条に基づき個人所得税の適用を受けたサービスは除く。

なお、支払利息 (銀行に対するものを除く)、配当 (個人への配当は10% の最終分離課税)、ロイヤルティについては従来とおり15% の税率が適用される。

源泉徴収不履行に対しては100% の罰金が課せられる。支払受領者が納税番号を所有しない場合にも100% の罰金が課せられる。

個人で営むコンサルタント、弁護士、会計士、公証人、鑑定士などに対する支払いに際しては、通常の個人所得税率の半分の税率が適用される。



## **輸入時の前払所得税(所得税法第22条)**

輸入業務を行う法人は、輸入時に法人所得税を前払いする必要がある。輸入業者番号(API)の保有者はCIF+関税価格の2.5%を輸入時に納付する。なお、財務省令No.175/PMK.011/2013にて、贅沢消費財、香水、帽子・靴、カーペット、冷蔵庫、自動車、スポーツ用品等の輸入は、API保有者でも7.5%を納付することが求められている。

## **支店利益課税**

インドネシアで事業を営む外国法人の支店及び恒久的施設(Permanent Establishment)に対しては、インドネシアでの事業を直接の源泉とする所得について、通常の税率で法人税が課される。さらに、支店及び恒久的施設の税引き後利益は配当されたか、インドネシアに留保されているかに係わらず20%の源泉課税が行われる。ただし、租税協定での取決めがあれば、これに従う。また、利益がインドネシアにおいて一定の条件の下に再投資に充当された場合、この課税の適用を免除される。

## **外国税額控除**

インドネシア国外を源泉とする所得には、通常の法人税率が適用される。外国税納付額又は同期間中の期限内の支払額は、税額から控除される。インドネシア税法のもとでは、税額控除額は各国の基準が適用されて納付された外国源泉所得にかかる税額の範囲を超えることはできない。

## **課税所得の計算**

### **キャピタル・ゲイン**

キャピタル・ゲインは、通常の所得として通常の法人税率が適用される。ただし、上場株式売却については、売却額の0.1%(創業者保有株式の場合、さらに0.5%が加算)が最終分離課税される。

## 受取配当金

経済的な関係を有し、居住納税者の発行済株式を所有する居住法人によって受け取られる配当は、次の要件を満たす場合のみ非課税扱いとなる。

- 配当が内部留保金を原資とすること
- 持株比率が25%以上あること

## 受取利息

銀行預金の利息収入は20%が最終分離課税される。

## 減価償却

1年以上の耐用年数を有する資産の償却は、定額法又は定率法により行う。定率償却による場合、耐用年数の最終年度において残存評価は損益勘定に計上する。

償却は資産取得のための支出が生じた時点から開始されるが、国税総局長の許可を得れば、資産が収益を稼得ようになった時点から償却することもできる。建設中の建物は、引渡時点を以って償却を開始する。有形資産の耐用年数と償却率は下記のとおりとする。

### 償却率

区分	耐用年数	定額法	定率法
I. 建物以外			
1	4年	25%	50%
2	8年	12.5%	25%
3	16年	6.25%	12.5%
4	20年	5%	10%
II. 建物			
永久構造	20年	5%	
非永久構造	10年	10%	

1年以上の耐用年数を有する無形資産の償却は、定額法又は定率法により行う。耐用年数と償却率は下記のとおりとする。

#### 償却率

区分	耐用年数	定額法	定率法
1	4年	25%	50%
2	8年	12.5%	25%
3	16年	6.25%	12.5%
4	20年	5%	10%

石油、ガスの掘削権の償却方法は生産高比例法による。森林、自然資源開発については、最高年率20%とする生産高比例法によるものとする。

創立費の一定の支出については繰延資産とし、操業開始年度より償却可能であるが、人件費や通信費などの通常経費については、操業前の発生であっても資産化することはできない。

#### 従業員への現物給与 (Benefits in Kind)

雇用主は従業員への現物給与（例えば、住宅、旅費、厚生施設等）を損金算入することができない。ただし、すべての従業員に平等に与えられるもの（例えば、送迎のためのバス代・安全靴・制服など）については損金算入可能である。

#### 交際費

交際費を損金とするためには、その支出が業務目的であることの証拠が示されなければならない。例えば、相手の名称、地位、会社名及び業種、日付、場所、内容及び金額である。交際費とは、食事を主とした費用であり、ゴルフ接待などは否認される場合が多い。

## 欠損金の繰越し

各年度の損失は5年間にわたり繰り越すことができる。多額のインフラ支出を伴う投資や輸出向け事業の投資等の場合、申請により条件が合致すれば、10年間までの繰り越しが認められる。欠損金の繰戻しは認められない。

## その他の一般的事項

- 棚卸資産の評価

すべての納税者は、棚卸資産の評価にあたり、取得原価による平均法か先入先出法を用いて継続的に評価しなければならない。

- 不良債権

税務上、貸倒金の損金算入には不良債権リストの国税総局への提出、会計帳簿への記録の外、債権債務者間の返済不履行に関する合意書(公証人の認証要)、裁判所への届出、刊行物における公表のいずれかが必要とされる。債務免除を受けた側は免除額につき益金算入する。

- 引当金

税務上、銀行、リース、消費者金融、ファクタリング、鉱山業は一定の条件で引当金の損金算入が認められている。ただし、損金算入に際しては、債権が回収不能であることについて一定の判定文書が必要とされる。

- 為替差益及び為替差損

通常の為替変動から生じた為替差損益は、各年度の課税所得に含めなければならない。過去には、急激かつ甚大な為替変動があった場合、政府の特例措置により為替差損の実現時点での計上(1984年、1986年)や、為替差損の一定期間の償却(1998年)が認められたことがある。

- 寄付金

通常、寄付及び贈与は損金とならない。一定の場合を除き、受取った側は課税所得となる。研究開発(インドネシアでの)、教育、スポーツ、災害への寄付金は損金となる。

- 奨学金、職業訓練費、トレーニング費

これらの費用について損金計上が認められる。

- 年金基金拠出

従業員の年金基金への拠出は、基金が財務省により認められたものであれば損金処理できる。

## **移転価格税制**

インドネシアの移転価格にかかる制度化は国税務局通達 **SE-04/PJ.7/1993** (1993年3月9日付) のガイダンス発令により始まった。その後、2009年度税務申告から付属書に関連者間取引及び価格設定方法についての開示が義務づけられ、移転価格文書化が強く求められている。

「特殊な関係」という用語は所得税法第18条に規定され、国税総局によって広く用いられている。直接又は間接に株式の25%以上を所有する場合や経営・技術使用上の関係がある場合等が該当する。

なお、政令第74号/2011 (2011年12月29日付) により日本インドネシア租税条約に基づく相互協議申請手続きが改訂され、税務署への異議申立て及び税務裁判所への提訴と相互協議申請は同時に実施することが可能となった。ただし、相互協議が合意に至る前に税務裁判が結審した場合、相互協議はその時点で終了する。

## **連結納税制度**

税務上、関連法人間の所得の連結に関する規定はない。

## **納税管理及び手続き**

### **申告納付**

インドネシアでの納税は自己申告方式に基づいている。月次で税の納付が義務付けられており、特別の理由があるか当局の承認を得た場合に限りこれが免除される。

- 月次

原則として前年度の法人税額から第三者により源泉徴収された金額を控除した金額の12分の1を、月次ベースで翌月の15日までに納付、同20日までに申告する。

- 年次

決算日後、4ヶ月目の末日までに納付・申告しなければならない。

納付遅延に対して月2%、最高48%の延滞税が課せられる。さらに、申告書提出遅延の場合、月次申告書については10万ルピア、年次申告書については100万ルピアのペナルティが課せられる。ただし、年次申告書提出期限延長申請(2ヶ月まで)を行えば、ペナルティを受けない。年度末までの過払は、還付請求によって還付される。還付請求は、一般に税務調査後処理される。

国内、海外にかかわらず、また意図的であるか否かにかかわらず脱税は犯罪とみなされる。意図的な脱税の場合、最長6年の懲役及び最大6倍の罰金が課せられる。

会計帳簿はインドネシア語で記帳されなければならない。適用を受ける事業年度開始の3ヶ月前までに税務当局に通知すれば英語による記帳も可能である。他の言語は認められていない。

記帳通貨も原則としてルピア通貨であるが、税務当局に申請することにより米ドル通貨での記帳も可能である。米ドル通貨による記帳が認められた場合、法人税の納付も米ドルで行うことができる。

なお、インドネシア会計基準により、会計上は機能通貨で記帳することが求められている。税務は上述のとおり、ルピア又は米ドルによる記帳しか認めていないため、会計と税務で2つの帳簿を準備しなければならないケースもあり得る。

## 税務調査

広範な権限が税務当局に与えられている。これらの権限は、長期にわたり有効であり、かつ、強力である。税務調査は、次のいずれかの事象が生じた際に行われる。

- 還付請求
- 前年度と比べた支払税額の減少
- 租税回避手段についての第三者による税務当局への通知
- 無差別のサンプリング調査

時効は5年間である。

## 異議申立て及び税務裁判

税務調査の結果に基づく査定について不服がある場合、税務署に対して下記の順に異議申立て(Tax Objection)をすることが出来る。

- 税務署より更正通知書(Assessment letter)を受領する。更正通知書発効日より30日以内に更正額全額を納付する。
- 更正通知書発効日より3ヶ月以内に税務署に対し異議申立てを行う。(注)
- 異議申立て書を受領日より12ヶ月以内に税務署は回答を行う。
- 税務署が期限内の回答を怠った場合、異議申立ては認められたものと見なされ、納付金は月利2%の金利とともに納税者に返還される。
- 異議申立てにつき税務署が否認した場合、納税者はその日より3ヶ月以内に税務裁判所(Tax Court)に提訴することができる。(注)
- 裁判所は訴状を受領後12ヶ月以内に審判を行う。判決により納税者が勝訴し、過大納税であることが認められた場合、月利2%を加算し納税者に支払われる。

(注) 異議申立てを行う場合、査定額全額を納付する以外の方法として、納税者が認める更正額のみを納付することも認められる。ただし、異議申立てが否認されれば50%の罰金が課せられる。裁判所に提訴する場合、この罰金は課されないが、裁判で敗訴した場合は100%の罰金が課せられることになる。

## 個人所得税

### 税務上の居住者

インドネシアに居住する者、若しくは12ヶ月の間に183日以上滞在した者、インドネシアに居住する意思を示した者は、税務上の居住者として扱われる。

### 税率

個人の所得は、下記の税率により累進課税される。

年間所得	税率% (2009年1月1日より)
～5,000万ルピア	5%
5,000万ルピア ～2億5,000万ルピア	15%
2億5,000万ルピア ～5億ルピア	25%
5億ルピア ～	30%

既婚者の所得は、通常、合算して課税される。所得控除項目は次のとおり。

- 年間の給与賃金の5%を基礎に計算した勤労援助で、600万ルピアを超えない額。
- 政府承認の年金への拠出金は、年間の給与賃金の5%で、240万ルピアを超えない額。

上記の控除は、通常、定期的な給与賃金に対してのみ適用され、賞与、役員報酬及びその他短期の不定期従業員の所得には適用されない。

- 基礎控除2,430万ルピア、配偶者202.5万ルピア、扶養者1人当たり202.5万ルピアで3人まで認められる。

### 個人税務登録

居住納税者はすべて個人の納税番号を登録し、全世界所得ベースにて申告し、納税する。税務登録されていない場合、20%の加算税が課せられる。



## 外国税額控除

総所得に対する支払済又は納付予定の外国税額は、一定の範囲内でインドネシアの税金から控除することが認められている。

## 課税期間

課税期間は1～12月である。

## 申告納付

- 月次申告

翌月の10日までに納付し、20日までに申告を行う。

- 年次申告

3月末日までに納付し、申告を行う。

- 罰則

期限までに納付が履行されない場合、未納額について月2%の延滞金が課せられる。年次申告書の提出遅延については100万ルピア、月次については10万ルピアの罰金が課せられる。

## 課税所得の計算

- 所得控除

担保支払、寄付金等の所得控除は認められない。

- 現物給与 (Benefits in Kind)

現物給与(住宅費など)は、個人に対して課税されることはないが、雇用主において損金計上することができない。逆に、現金で支払われた手当は、個人に対して課税され、雇用主において損金計上することができる。

- 受取利息

月次残高が750万ルピアを超えない個人の銀行預金利子は課税が免除される。受取利息は20%が最終分離課税される。

- キャピタル・ゲイン

キャピタル・ゲインは、通常の所得として総合課税される。ただし、上場株式売却については、売却額の0.1%（創業者保有株式の場合、さらに0.5%が加算）が最終分離課税される。

- 受取配当金

個人が受け取る配当については10%が最終分離課税される。

## 非居住者に対する課税

### **納税義務**

非居住法人はインドネシア国内源泉所得に対して、最終的な所得税が課せられるだけである。しかし、恒久的施設は分離した居住納税者として扱われ、インドネシアにおける恒久的施設に直接・間接に分配された所得に、源泉税を含め通常のインドネシアの法人税率が課せられる。

日本・インドネシア租税協定により、一課税年度(12ヶ月)のうち6ヶ月を超えて建設、工事、コンサルタント等の事業目的でインドネシアに従業員が駐在するときは、恒久的施設を有するとみなされる。租税協定を締結していない国については、国内法に基づき任意の12ヶ月中60日を超えてサービスの提供を行えば恒久的施設を有するとみなされる。

さらに、下記の「源泉税(所得税法第26条)」の項でふれる最初の3種類の所得は、恒久的施設の活動に関連する場合には恒久的施設の所得に含まれる。

個人については、日本・インドネシア租税協定により、以下の条件にすべて該当する場合には給与所得についてインドネシアでの課税が免除される。

- 歴年中に合計183日を超えない期間でインドネシアに滞在する。
- インドネシアの居住者以外のものから報酬等の支払を受ける。
- 日本法人がインドネシア内に有する固定的施設等により報酬等が負担されない。

### **税率**

建設工事など最終分離課税の対象以外の恒久的施設に対しては、居住法人と同税率の法人税が課される上に、税引き後利益に対して支店利益課税20%が課される。

## 源泉税(所得税法第26条)

次の総所得に対して20%の源泉税が課税される。

- 利子、プレミアム、ディスカウント料及び海外借入にかかわる保証料等
- 配当金、賃貸料、ロイヤルティ及び財産を運用することにより得るその他の収入
- サービスの報酬
- 寄付
- 年金
- インドネシアでの恒久的施設の税引後利益
- 非上場のインドネシアの株式の売却に対しては売却額の5%。ただし国により租税協定の免除規定がある。(MOF 434/KM/L04/1999)
- 保険料(DGT. SE-25/PJ 4/1995)
  - 外国の保険会社に対する源泉税は、次の税率による:
    - 被保険者が直接又は仲買人を通して行う支払いには10%
    - インドネシア法人の保険会社が行う支払いには2%
    - インドネシア法人の再保険者が行う支払いには1%

## 租税協定

受取人がインドネシアと租税条約を締結している国の居住者である場合には、租税条約で定められる税率が適用される。主な租税条約締結国は以下のとおり。

国名 (a)	配当	ロイヤル ティ	利子	支店 利益	タイム・テスト		
					建設 工事	サービス	他
日本	15,10 (b)	10	10	10	6ヶ月	-	6ヶ月
香港	10,5 (b)	5	10	5	183日	183日	-
マレーシア	10	10	10	12.5	6ヶ月	3ヶ月	-
オランダ	10	10	10 (d)	10	6ヶ月	3ヶ月	30日
シンガポール	15,10 (b)	15	10	15	183日	90日	6ヶ月
タイ	20,15 (c)	15	15	20	6ヶ月	6ヶ月	-

注)

- (a) 上記租税条約での軽減税率の適用を受けるためには相手国の支払い先から居住者証明を入手する必要がある。
- (b) 低い方の税率は、受取人が株式の25%以上(日本の場合は議決権の25%以上)を所有している場合に適用される。
- (c) 低い方の税率は、受取人がIndustryを実施している場合に適用される。
- (d) オランダの条約には国税総局の通達と合致しない点があり、課税免除ともなり得るためその都度この点の確認を要する。

## 居住者証明書

租税協定に基づく軽減税率の適用を受けるために、支払受領者は事前に当該国居住者証明を取得し、支払者（源泉徴収者）に送付する必要がある。支払者はその原本を保管し、必要に応じ、その写しを税務署に提出しなければならない。

## 付加価値税

### 税率

付加価値税は、インドネシアの課税地域における財及びサービスの提供に対して課税される。インドネシアで使用されるか所有する資産に関して、外国において供されるサービスに対しても適用される。税率は次のとおり。

財の輸出	0%
一部サービスの輸出(注)	0%
その他の財及びサービスの国内取引	10%

(注)財務省規定No.70/PMK.03/2010(2010年4月1日発効)によりサービスの輸出については、課税地域外への建設工事関連業務、委託加工サービス、移動可能な財の修理・メンテナンスに限り0%が適用される。その他のサービスの輸出は課税となる。

財務省規定(No.151/PMK.011/2013)により、以下の取引について電子VATインボイスが導入されることとなった。

- インドネシア国内の課税製品の提供／販売
- インドネシア国内での販売目的でない資産の提供／売却
- インドネシア国内における課税サービスの提供

電子VATインボイスの導入は、以下の要領で段階的な適用が義務付けられている。

- 国税総局から指定を受けた特定の企業は2014年7月1日以降
- ジャワ及びバリの特定の税務署にVAT登録をしている企業は2015年7月1日以降
- その他のVAT登録企業は2016年7月1日以降

### **申告、納付**

当月の取引について申告及び納付は翌月の末日までに行う。仕入にかかる付加価値税 (Input VAT) は売上にかかる付加価値税 (Output VAT) と相殺され、さらにOutput VAT残高がある場合に納付する。

### **還付申請**

VATの還付申請は、一定の認められた場合を除き、期末に行うことができる。ただし、会計帳簿との整合性を考慮して行うことが薦められる。

### **控除の対象ならないInput VAT**

- 付加価値税の納税業者として登録される前の仕入れに係るVAT
- 事業に直接関係のない仕入れに係るVAT
- セダン、ワゴン車等の車輛の購入及び維持費に係るVAT
- 政府によって負担されるVAT
- 納税者登録前に課税地域外から取得した物品及びサービスに係るVAT
- 不完全な付加価値税票 (タックスインボイス) に記載されたVAT
- 付加価値税の非課税取引に関連する仕入VAT
- 税務調査を受けて追徴されたVAT
- 生産開始前に取得した資本財以外の物品又はサービスに係るVAT

## 付加価値税が免除される主な財貨及びサービス

- 米、塩などの生活必需品
- 医療サービス
- 社会福祉公共サービス
- 郵便
- 金融サービス
- 教育サービス
- 陸上／海上／航空輸送サービス(国内輸送は課税)
- 人材派遣、トレーニング
- ホテル など

次のものは特例として課税を受けない。

- 援助プロジェクト及び鉱山業、電力業に使用される輸入財
- 石油及びガス業などのための一時的な輸入財の再輸出

次のものは戦略的財貨として課税されない。

- 工場用資本財(スペアパーツを除く。取得から5年以内に譲渡すると課税。税務署の事前承認が必要)
- 電力(6600W未満)
- 一定の条件を満たした低価格住宅 など

## その他

リースバック取引にかかわるVATは、2010年11月29日に発行された通達(SE-129/PJ/2010)により、非課税となることが明確となった。



## その他の主な税金

### 奢侈品販売税

一定の高級品について輸入又は販売のいずれかの時点で課税される。税率は10～200%の範囲で、政府が定めた財の種類に応じて異なる。なお、「グリーン」カーについては報奨制度が設けられている。

### 土地建物税(固定資産税)

政府が定める土地及び建物の評価額に対し、0.5%の税率で毎年課税される。土地評価率は20%(10億ルピア以上の資産については40%)が適用され、1,200万ルピア以下については非課税となる。

### 土地建物譲渡税/土地建物取得料

土地建物を譲渡する場合、土地建物譲渡税として譲渡価額の5%が最終分離課税される。ただし6,000万ルピアまでは非課税となる。

また、権利取得者に対しても、取得価額の5%が土地建物取得料として徴収される。ただし、特定の場合、減額が適用される。また、一定の場合を除き6,000万ルピアまでは非課税となる。

### 印紙税

領収書、小切手、合意書、委任状等の一定の書類には、6,000ルピア又は3,000ルピアいずれかの印紙税が課税される。

### 社会保険税

該当なし。

### 天然資源税

鉱山会社は、業務契約に規定されたロイヤルティ、生産物分与及び賃貸料に課税される。

## 出国税

2011年1月1日より全面廃止となった。

## 物品税

タバコ、葉巻及びアルコールなどの物品に対して課される。

## 相続税及び贈与税

該当なし。総所得の中で課税。

## その他の税

地方税として、車両税、レストラン及びホテル税、広告税等がある。

## 第5章

# 税務上の優遇措置

## 保税地域

主要な港湾に隣接する多くの地域は保税地域とされており、工業団地及び保税倉庫が含まれている。そのような地域では、非関税及び特別の条件が財の輸出入及び加工に適用される。また内陸においても認められた保税地域があり、この外、工業団地等一定の地区にある生産工場、倉庫単位でも、関税局の認定を受けることにより同様の保税待遇を享受できる。また、一定の条件のもとに国内販売が認められる。

## マスターリスト

投資にかかる関税の優遇措置として財務省令No.176/PMK.011/2009が発令され、その後No.76/PMK.011/2012により一部改訂された。

新規投資又は生産能力30%以上の拡張投資等について、投資調整庁(BKPM)が承認した投資にかかわる資本財及び原材料は輸入関税が免除される。

- 便宜を受けられる産業は製造業と特定のサービス業
- インドネシア国内でまだ製造されていない、又は製造されているが必要とするスペックを満たしていない、若しくは必要とされている数量に達していない機械・設備が対象
- 機械・設備の輸入は免除の決定から原則2年以内
- 原材料の輸入関税免除期間は2年間。ただし、機械投資総額の30%以上について国内機械を使用する場合には、さらに2年間の延長が可能。

## 投資減税(Tax Allowance)

投資インセンティブとして政令No.1/2007が発令され、その後、政令No.62/2008、政令No.52/2011により一部改訂された。一定の業種及び地域への投資に関して所得税に関するインセンティブを与えられる。

### (1) 減税率

投資額(土地を含む有形資産)の30%を年に5%、6年に渡り課税所得から控除することができる。損失の場合は、損金の加算となる。

### (2) 加速償却

固定資産に関し、下記に従い加速償却できる。

資産区分	耐用年数	定額償却	定率償却	
①建物以外				
グループ	I	2年	50%	100%
	II	4年	25%	50%
	III	8年	12.5%	25%
	IV	10年	10%	20%
②建物				
永久	10年	10%	—	
非永久	5年	20%	—	

### (3) 配当源泉税

10%又はそれ以下の租税協定による軽減税率を適用できる。

### (4) 損失の繰越期間を下記の各条件を充足することによりそれぞれにつき1年ずつ加算され10年まで活用できる。

- 一定の業種で工業団地又は保税地域で投資を行う。

- 投資により500人のあらゆるレベルの従業員を5年間継続的に雇用する。
- 新規投資の場合、投資を実施する地域で社会、経済インフラへ少なくとも100億ルピアの投資を行う。
- 製品開発又は生産効率の向上のために5年間に、研究開発費(R&D)として投資額の少なくとも5%を支出する。
- 投資後4年目以降原材料及び部品について少なくとも70%を国内調達する。

(5) この優遇措置は、投資計画が少なくとも80%実現したあとに利用可能となる。

#### (6) 用途、譲渡制限と罰則

本特典措置について認可を受けてから6年間は当該資産を他の目的に使用しないこと、また当該資産の一部又は全部を譲渡しないこと。ただし、その資産を新しい資産と交換するのであれば、この限りではない。

上記要件に違反した場合、下記罰則の対象となる。

- 特典措置の破棄
- 税務規定に準じた罰則
- 同特典措置授与資格の剥奪

#### (7) 特典付与除外

政令第20号/2000に基づくKAPET又は政令第147号/2000により、すでに特典措置を受けている事業活動については本政令の特典の付与対象とならない。

(8) 本政令の施行により、政令第148号/2000は無効となった。

## **法人税減免措置(Tax Holiday)**

2011年8月15日付財務省令第130号により投資誘致のための税の減免措置が発令された。申請期限は1年延長され、2015年8月15日までとされている。

### (1) 対象分野

基礎金属、石油精製や石油天然ガスをもとにした基礎有機化学、機械、再生資源、通信機器の5産業分野。

### (2) 主な要件

- 投資額が1兆ルピア以上であること
- パイオニア産業であること
- 投資額の10%以上をインドネシアの銀行に預金し、投資開始までこれを引き出さないこと
- 2010年8月15日以降の投資承認を受けたインドネシア法人

### (3) 減免内容

- 産業生産開始より5年～10年の法人税免除
- その後、2年間の法人税50%減税
- 国内産業としての競争力と戦略的な見地から上記より長い期間についての条件も考慮される。

## **関税免除及び還付(KITE Facility)**

輸出製品製造のために輸入された物品、材料にかかる輸入関税、付加価値税並びに奢侈品販売税の免除、又は輸入関税の還付を受けることができる(No.253,254/PMK.04/2011、No.176,177/PMK.04/2013にて変更)。

# 付録

## 連絡先

**KPMG**インドネシアオフィス  
33rd Floor, Wisma GKBI  
Kav.28, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210  
Indonesia

ジャパン・デスク  
高橋 道則  
T: +62-21-5799-5144  
E: Michinori.Takahashi@kpmg.co.id

鎧坂 淳一  
T: +62-21-5799-5170  
E: Junichi.Yoroisaka@kpmg.co.id

橋田 美香  
T: +62-21-5799-5172  
E: Mika.Hashida@kpmg.co.id

西本 弘  
T: +62-21-5799-5482  
E: Hiroshi.Nishimoto@kpmg.co.id

北岡 望  
T: +62-21-5799-5256  
E: Nozomi.Kitaoka@kpmg.co.id

有限責任 あずさ監査法人  
インドネシア・デスク  
石渡 久剛  
T: +81-3-3266-7233  
E: Hisatake.Ishiwatari@jp.kpmg.com

## **KPMG values**

We lead by example

We work together

We respect the individual

We seek the facts and provide insight

We are open and honest in our communication

We are committed to our communities

Above all, we act with integrity

### **Contact us**

**KPMG Indonesia Office**  
**33rd Floor, Wisma GKBI**  
**Kav.28, Jl.Jend. Sudiman**  
**Jakarta 10210**  
**Indonesia**

**T: +62-21-574-2333**

**F: +62-21-574-1777**

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 Siddharta Widjaja & Rekan - Registered Public Accountants, an Indonesian partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.